

特集2 「ぐんま緑の県民税」を 平成26年4月から導入します

群馬県の県土の3分の2は森林が占めています。

豊かな水を育み、また災害を防止するなど、私たちの暮らしを支え、多くの恵みをもたらす森林は、県民共有の財産です。

県では、この大切な森林を守り、育て、次世代に引き継いでいくため、県民税均等割の超過課税として「ぐんま緑の県民税（通称）」を導入します。

1 「ぐんま緑の県民税」の使い道

(1) 水源地域等の森林整備

想定事業費 5.3億円 / 年

- ・ 地理的、地形的な条件により林業経営が成り立たず放置されている条件不利な森林（人工林）の整備
- ・ 簡易水道等の上流に位置する森林の整備
- ・ 松くい虫被害林の再生 など



(2) ボランティア活動・森林環境教育の推進

想定事業費 0.2億円 / 年

- ・ ボランティア情報の収集と提供、指導や資機材の貸出など、一体的なサポートを行うボランティアセンターの整備
- ・ 森林環境教育を推進するため、専門知識を有した指導者の育成
- ・ 森林の重要性などの普及啓発活動



(3) 市町村提案型事業等 想定事業費 2.6億円 / 年

市町村やボランティア団体などが行う事業を支援します。

【事業例】 平地林の整備 荒廃した里山・竹林の整備 貴重な自然環境の保護・保全 森林の公有林化
その他、市町村が必要とする事業

(4) 制度運営に係る事業 想定事業費 0.1億円 / 年

- ・ 事業の内容検討・実績評価・効果検証を行う第三者機関の運営
- ・ ぐんま緑の県民税制度の普及啓発 など

ぐんま緑の県民税（森林環境の保全に係る県民 2 税均等割の超過課税）のしくみ

表1-1-1 ぐんま緑の県民税のしくみ

区分	個人	法人																								
名称	この税は、税制上は「森林環境の保全に係る県民税均等割の超過課税」ですが、皆様に広く知っていただくための通称として「ぐんま緑の県民税」を使用し、周知活動に努めていきます。																									
課税の方法	個人の県民税均等割、法人の県民税均等割に一定額を上乗せします。																									
納める方法	県内に住所がある人、事務所又は家屋敷などを持っている人（前年の所得金額が一定基準を下回るなど一定の条件を満たす人は非課税）	県内に事務所・事業所又は寮などを持っている法人等																								
年間の納税額（率）	年間 700円 なお、東日本大震災からの復興を図る基本理念に基づき実施する防災施策の財源を確保するため、平成26年度から平成35年度まで、現行の税額1,000円に500円が上乗せとなります。したがって、平成26年度から平成30年度まで、ぐんま緑の県民税と合わせた県民税均等割額は2,200円となります。	資本金等の額により 年間1,400円～56,000円 (県民税均等割の税額の7%相当額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>現行の税額</th> <th>ぐんま緑の県民税(7%相当額)</th> <th>上乗せ後の税額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1千万円以下など</td> <td>20,000円</td> <td>1,400円</td> <td>21,400円</td> </tr> <tr> <td>1千万円超～1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>3,500円</td> <td>53,500円</td> </tr> <tr> <td>1億円超～10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>9,100円</td> <td>139,100円</td> </tr> <tr> <td>10億円超～50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>37,800円</td> <td>577,800円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>56,000円</td> <td>856,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本金等の額	現行の税額	ぐんま緑の県民税(7%相当額)	上乗せ後の税額	1千万円以下など	20,000円	1,400円	21,400円	1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円	1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円	10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円	50億円超	800,000円	56,000円	856,000円
資本金等の額	現行の税額	ぐんま緑の県民税(7%相当額)	上乗せ後の税額																							
1千万円以下など	20,000円	1,400円	21,400円																							
1千万円超～1億円以下	50,000円	3,500円	53,500円																							
1億円超～10億円以下	130,000円	9,100円	139,100円																							
10億円超～50億円以下	540,000円	37,800円	577,800円																							
50億円超	800,000円	56,000円	856,000円																							
納税の方法	個人の県民税として、個人の市町村民税と併せて市町村に納税していただきます。	法人の県民税として、従来の申告書により、直接県に申告納付していただきます。																								
導入の時期	平成26年度課税（平成25年所得分）から	平成26年4月1日以後に終了する事業年度分から																								
課税の期間	5年間																									
税収見込額	約8.2億円（個人：約6.6億円 法人：約1.6億円） 平年度ベース																									
使い道の明確化	ぐんま緑の県民税の税収に相当する額を「ぐんま緑の県民基金」に積み立てた上で、森林環境を保全するための施策に充て、使い道を明確にします。																									
事業内容の検討・評価	県民等で構成する第三者機関を設置し、事業の内容検討・実績評価・効果検証などを行います。																									